

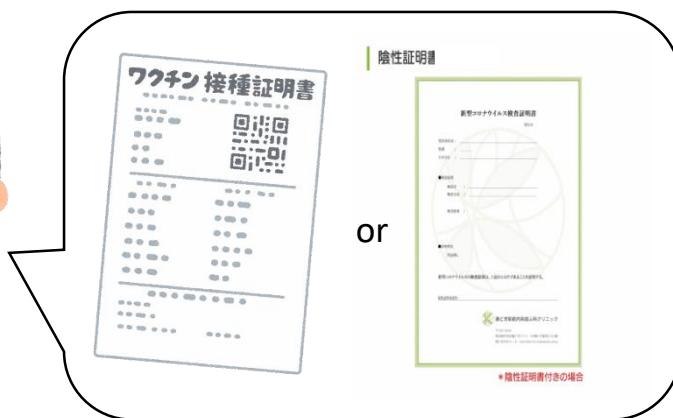
# ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン

**重要：「地元に泊まろう！県民割引キャンペーン」を利用し宿泊する場合には「ワクチン・検査パッケージ」の提示が必ず必要になりました。**

## ワクチン・検査パッケージを適用するために必要なもの

- (1) ワクチン接種歴（2回接種し、かつ、2回目接種より14日以上経過）が分かる証明書の「原本」「画像」「写し」等。
- (2) PCR検査、抗原定量検査（検体採取日より3日以内）や抗原定性検査（検査日より1日以内）にて陰性と分かる証明書の「原本」「画像」「写し」等。

### ①宿泊施設に直接予約をし宿泊(チェックイン)する時



#### 【宿チェックイン時】

- 接種済証or陰性証明の提示
  - 本人確認書
- ※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり

### ②旅行会社で申し込み・予約・精算をし宿泊施設に宿泊(チェックイン)する時



#### 【旅行会社で予約をする際】

- 接種済証or陰性証明の提示
- ※上記書類が確認出来なかった（用意できなかった）場合は、旅行会社から宿泊施設へその旨を伝達。チェックイン当日に必ず提示が必要。
- 本人確認書
- ※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり



#### 【宿チェックイン時】

- 接種済証or陰性証明の提示
  - 本人確認書
- ※上記書類を提示する人が本人かどうか目視での確認あり

#### ●キャンペーン割引条件を満たさない場合

- ・検査結果陽性の場合
- ・検査結果が判定不能の場合
- ・確認書を持参しなかった場合
- ・検査結果が間に合わなかった場合
- ・ワクチン接種から14日を経過していない場合
- ・チェックイン当日にフロントにて提示出来ない場合

#### ●留意点

学校団体➡ワクチン・検査パッケージを活用しない

こども➡同居する親等の監護者が同伴する場合には、**12歳未満は検査不要**。

※まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。

## ③本人確認書類

本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。

（小学生以下のお子様の場合は健康保険等被保険者証のみで可）

ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

- ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等
- ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

⚠ 本キャンペーンの利用にあたり、PCR検査等や抗原定性検査を受ける際、  
①無症状者であって、②基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチンを接種できない方が、PCR等検査無料化事業の登録を受けた薬局等で検査を受けられる場合に限り、検査の無料化の対象としておりましたが、12月28日（火）より、感染不安を感じる無症状の県民の方に対しても無料で検査を受検していただけることとなりました。

※詳しくは[こちら](#)をご覧ください。